

協議第 4 号

地域審議会及び地域自治組織等の取扱いについて

合併協定項目 B - 1 地域審議会及び地域自治組織等の取扱いについて次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会
会 長 島 多 慶 志

合併特例法に定める協議項目	B - 1	地域審議会及び地域自治組織等の取扱いについて
<p>1 市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会は設置しないものとする。</p> <p>2 地域自治組織の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 8 第 1 項の規定に基づき、合併の日から 5 年間、合併前の風連町に合併特例区を設置し、同法第 5 条の 10 第 1 項の規定に基づき別紙のとおり規約を定める。・地方自治法第 202 条の 4 第 1 項の規定により合併後、合併前の名寄市に地域自治区を設置する。・合併特例区設置期間終了後は、合併前の風連町に地域自治区を設置する。		

平成 16 年 11 月 9 日 確認

風連町・名寄市合併協議会